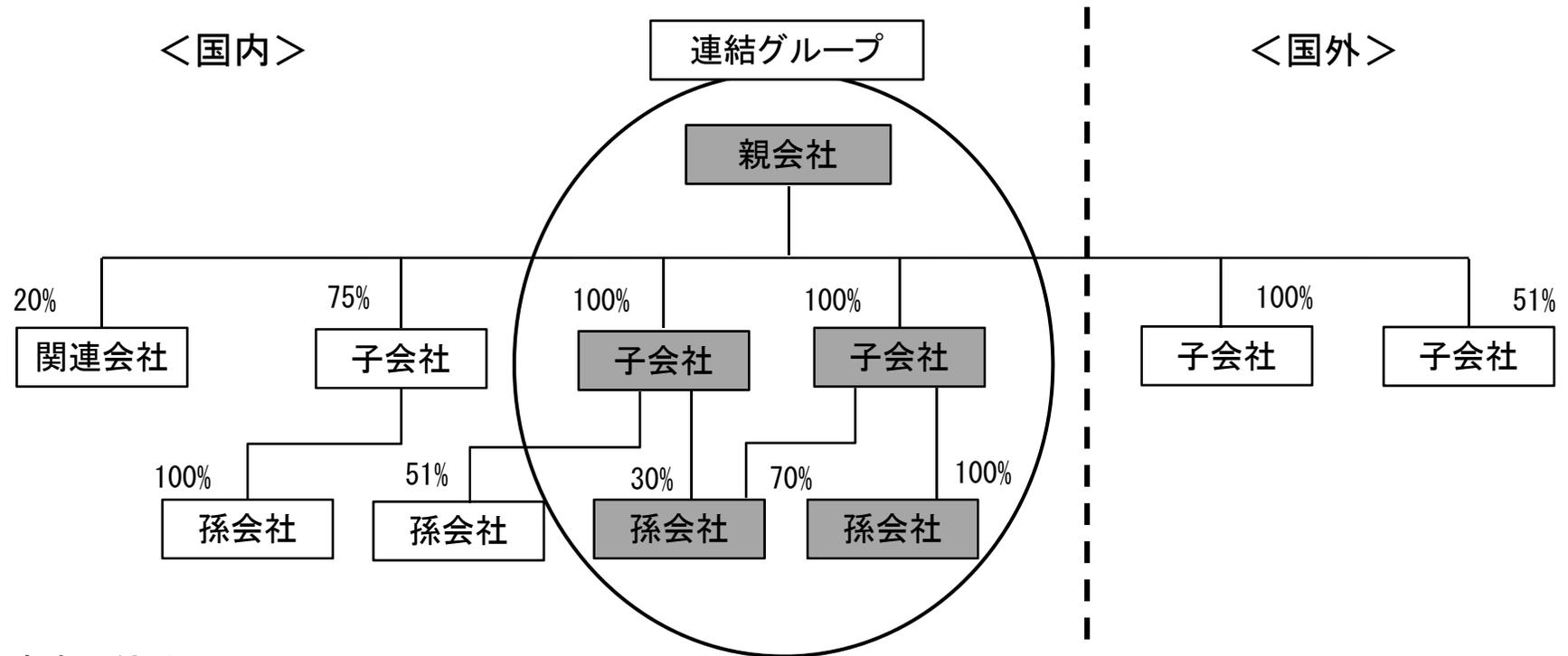


連結納税制度と地方法人課税

連結納税制度の概要

(1) 適用対象

- 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社（外国法人を除く。）
- 選択制（国税庁長官の承認。一旦選択した場合は、原則として継続して適用。）



(2) 申告・納付

- 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出）

(3) 所得、税額の計算

- 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出

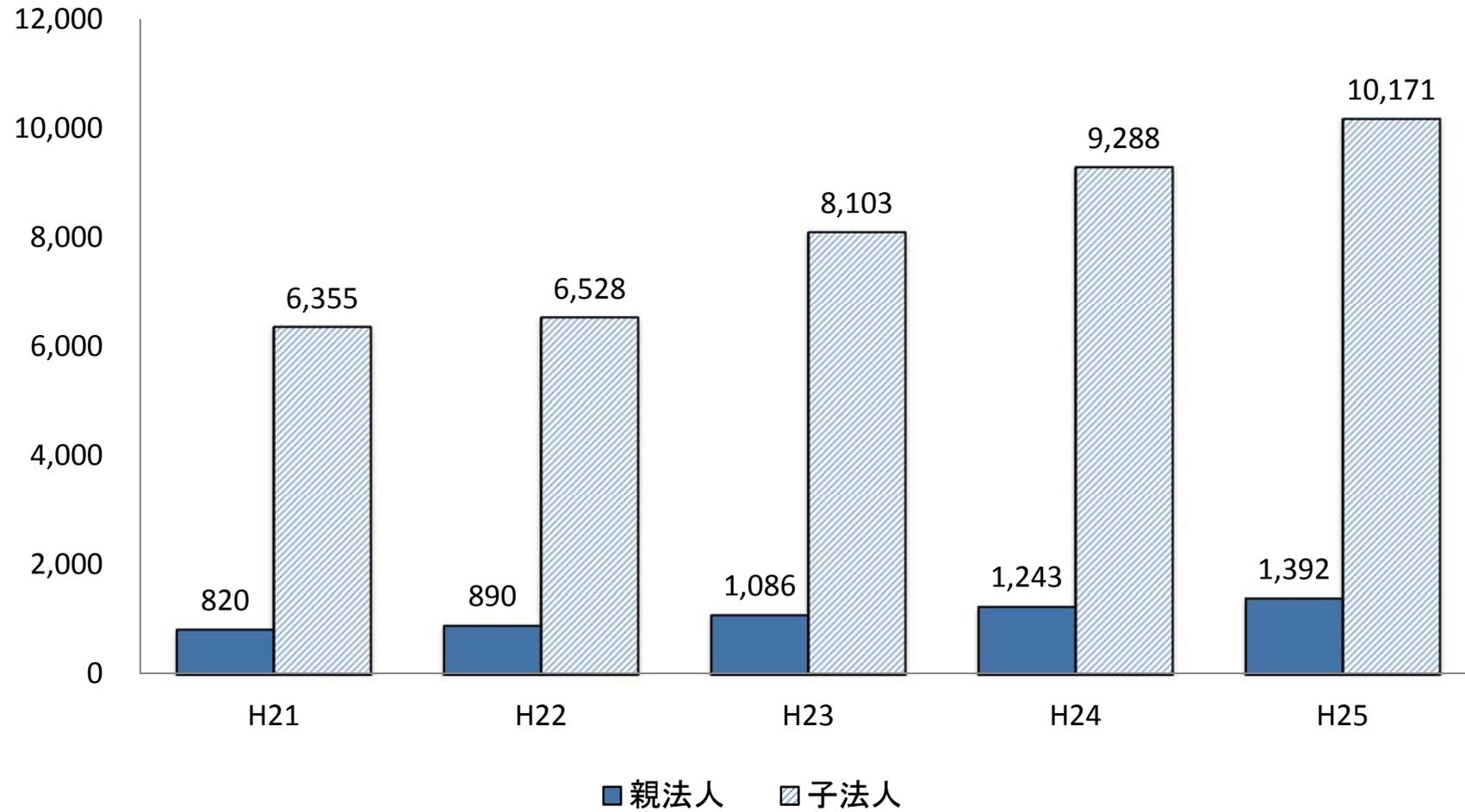
連結申告の状況

単位：億円

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
項目								
連結 申告の 状況	申告件数	703件	774件	841件	904件	1,109件	1,275件	1,425件
	黒字申告割合	44.1%	34.1%	32.1%	32.7%	35.2%	50.0%	57.5%
	申告所得金額	70,727	21,883	22,669	23,986	30,375	52,101	85,731
	黒字申告1件当たり 所得金額	228	83	84	81	79	82	105
	申告欠損金額	5,108	41,368	24,133	23,696	22,388	17,964	11,613
	赤字申告1件当たり 欠損金額	13	81	42	39	31	28	19
内 の 状況 添付された 個別帰属額 届出書	連結親法人・連結子 法人の届出件数	7,038件	7,111件	7,330件	7,423件	9,305件	10,711件	11,633件
	黒字分	4,708件	4,163件	4,293件	4,635件	5,793件	6,695件	7,606件
		66.9%	58.5%	58.6%	62.4%	62.3%	62.5%	65.4%
	赤字分	2,330件	2,948件	3,037件	2,788件	3,512件	4,016件	4,027件
		33.1%	41.5%	41.4%	37.6%	37.7%	37.5%	34.6%
個別所得金額	82,992	38,475	43,680	41,864	49,973	68,237	106,408	

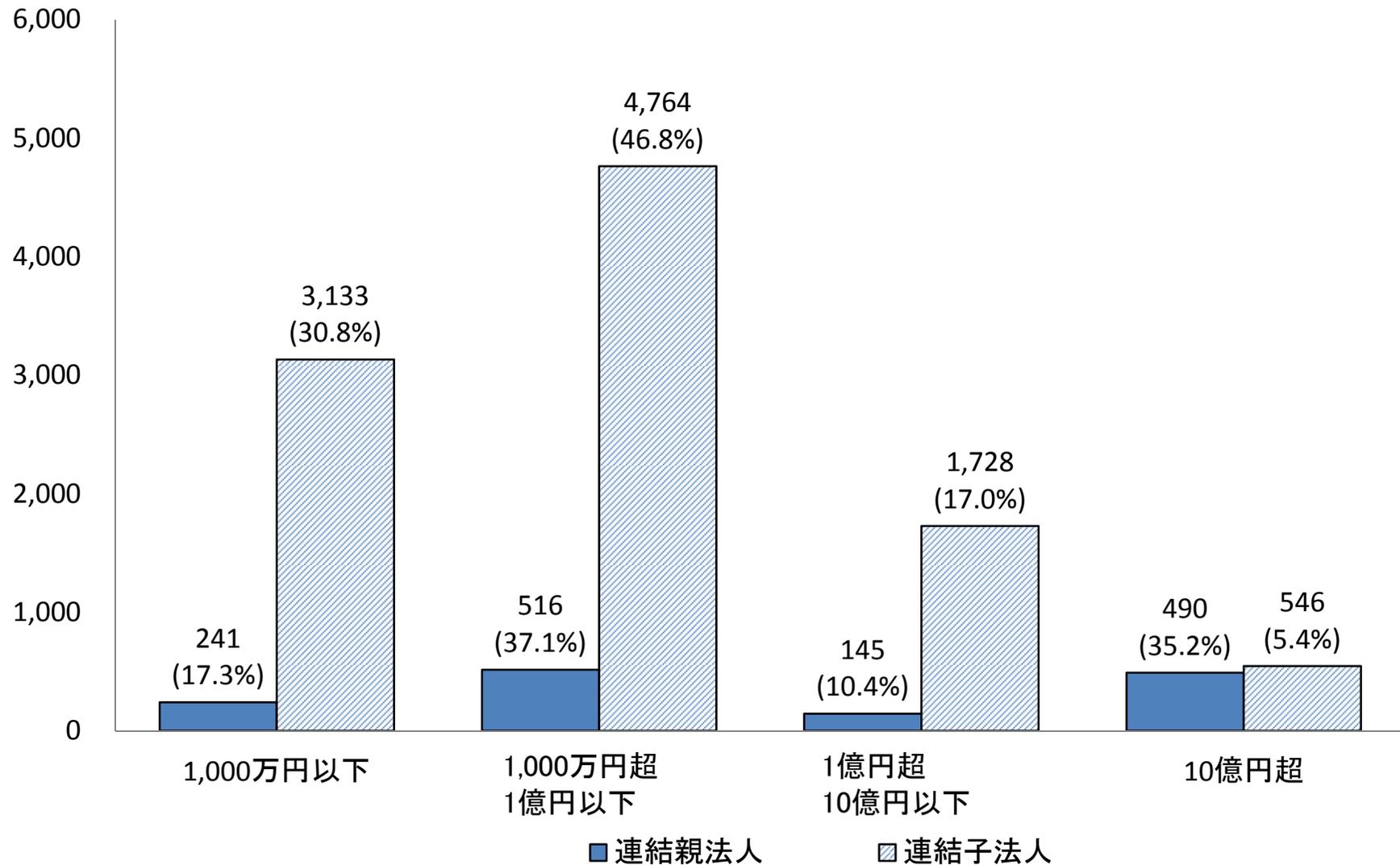
出典：国税庁「法人税等の申告（課税）実績の概要」

連結法人数の推移



※国税庁「平成25年度会社標本調査結果」を基に作成

資本金階級別連結法人数(平成25年度)



※国税庁「平成25年度会社標本調査結果」を基に作成

※()は連結親法人、連結子法人ごとの資本金階級別構成割合

連結所得に適用される法人税率(主なもの)

連結所得に適用される法人税率(主なもの)		連結納税	(参考)単体納税
普通法人	大法人 (資本金又は出資金が1億円超)	23.9%	23.9%
	中小法人 (資本金又は出資金が1億円以下)	年800万円以下は 19%※ 年800万円超は 23.9%	年800万円以下は 19%※ 年800万円超は 23.9%
協同組合等		20%	19%

※ 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度又は連結事業年度において、所得又は連結所得の金額のうち年800万円以下の金額について適用される税率は15%
(租税特別措置法第42条の3の2①、第68条の8①)

○法人住民税法人税割の税率は、法人の種別を問わず法人税額又は個別帰属法人税額の一定割合
(標準税率:道府県民税3.2%、市町村民税9.7%)

連結納税制度導入検討時の地方税に係る主な論点

三 地方税

- 地方税の取扱いについては、税の性格や仕組みを踏まえ、受益と負担の関係にも配慮して検討を行うことが必要ではないか。
- また、納税者や課税庁である地方団体の事務負担についても十分考慮することが必要ではないか。
- 法人事業税は、各地方団体により提供される行政サービスの対価として課される税であり、法人税とは課税の根拠、課税客体などを異にするものであることから、現行どおり、個々の法人を課税単位とすべきではないか。また、この場合において、連結グループ内の各法人の所得をどのように捕捉すべきか。
- 法人事業税に外形標準課税を導入する場合においても、所得基準の併用が見込まれることから、その取扱いを明確にする必要がある。
- 法人住民税は、法人に対し、均等割額と法人税割額の合算額により課税するものであり、地域社会の構成員である「住民」の概念を踏まえれば、企業グループを単一の主体として捉えるのではなく、個々の法人を課税単位とする仕組みとすべきではないか。
- この場合、法人税割の課税標準となる「法人税額」をどのようなものとすべきか。

※平成13年7月24日政府税制調査会法人課税小委員会 事務局提出資料から関係部分を抜粋

「連結納税制度の基本的考え方」(抄)

平成13年10月9日
政府税制調査会
法人課税小委員会

一 基本的な考え方

1. 連結納税制度の意義

- (1) 連結納税制度は、企業グループの一体性に着目し、企業グループ内の個々の法人の所得と欠損を通算して所得を計算するなど、企業グループをあたかも一つの法人であるかのように捉えて法人税を課税する仕組みである。
- (2) このような連結納税制度の意義は、企業の事業部門が100%子会社として分社化された企業グループやいわゆる純粹持株会社に所有される企業グループのように、一体性をもって経営され実質的に一つの法人とみることができる実態を持つ企業グループについては、個々の法人を納税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの納税単位として課税するほうが、その実態に即した適正な課税が実現されることにある。
また、近年、企業グループの一体的経営の急速な進展や企業組織の柔軟な再編成を可能とするための独占禁止法や商法の改正が行われる中であって、連結納税制度の創設は、結果として、企業の組織再編成を促進し、わが国企業の国際競争力の維持、強化と経済の構造改革に資することになるものと考えられる。

七 地方税

法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とするとともに、納税者及び課税庁双方の事務負担も十分考慮に入れ、基本的には、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程において連結グループ内の各法人に配分される所得金額又は税額を基にして課税標準を算定する仕組みとすることが適当である。

平成14年度税制改正大綱（抄）

平成13年12月14日
自由民主党

第一 基本的考え方

1 連結納税制度

近年、わが国企業を取り巻く経営環境は大きく変化し、これに対応して独占禁止法、商法の改正が行われ、法人税制においても累次にわたる税負担の軽減と企業組織再編税制の整備等を積極的に行い、企業活力の向上と経営のしやすい組織の再編、統合を行うことができる環境作りを進めてきた。こうした中、企業の国際競争力を維持、強化し、持株会社を中心とした企業合併や分割による機動的な組織再編を促していくために不可欠な手段として、連結納税制度の導入は積年の課題であった。さらに、連結納税制度の導入は、企業の一体的経営が進んでいる経済実態に対応する税制を構築するものであり、一連の法人税改革の集大成でもある。

わが国財政は極めて厳しい状況に置かれているが、企業の円滑な再編を促し、国際的な競争力の強化を図るため、租税回避の防止にも配慮しつつ、国際的に遜色のない本格的な連結納税制度を平成14年度に創設する。

第二 平成14年度税制改正の具体的内容

一 連結納税制度

7 地方税

法人事業税及び法人住民税については、地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とする。

各法人の課税標準については、基本的には、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程において連結グループ内の単体法人に配分される所得金額又は税額を基に算定する仕組みとする。

地方税において単体法人を納税単位としている理由

- ① 地域外の法人の事業活動の成果が当該地方公共団体の税収に反映されてしまうこと
- ② 地方公共団体と当該地域で事業活動を行う法人との結びつきが希薄化し、地域における協調関係を阻害しかねないこと
- ③ 連結納税制度は現行の地方税の仕組み（法人事業税は課税標準や分割基準が業種により異なること、法人住民税は法人税割と均等割との合算額により課税するものであること等）とは本来的に馴染まないものであること

(平成14年改正地方税制詳解)

連結納税制度に関する国会答弁

平成14年6月11日 参・総務委員会 高橋委員に対する瀧野政府参考人答弁

ただいま御指摘がございましたように、地方税におきましては、地域におきます受益と負担の関係、これが非常に重要なポイントでございます。仮に地方税におきまして連結納税制度が導入されたといたしますと、一つには、地域外の法人の事業活動の結果が税収に反映されまして、受益と負担の関係が損なわれることになってしまいます。二つ目には、地方公共団体と当該地域で活動する法人との結び付きを希薄化いたしまして、地域におきます協調関係を阻害しかねないという問題があるということでございます。

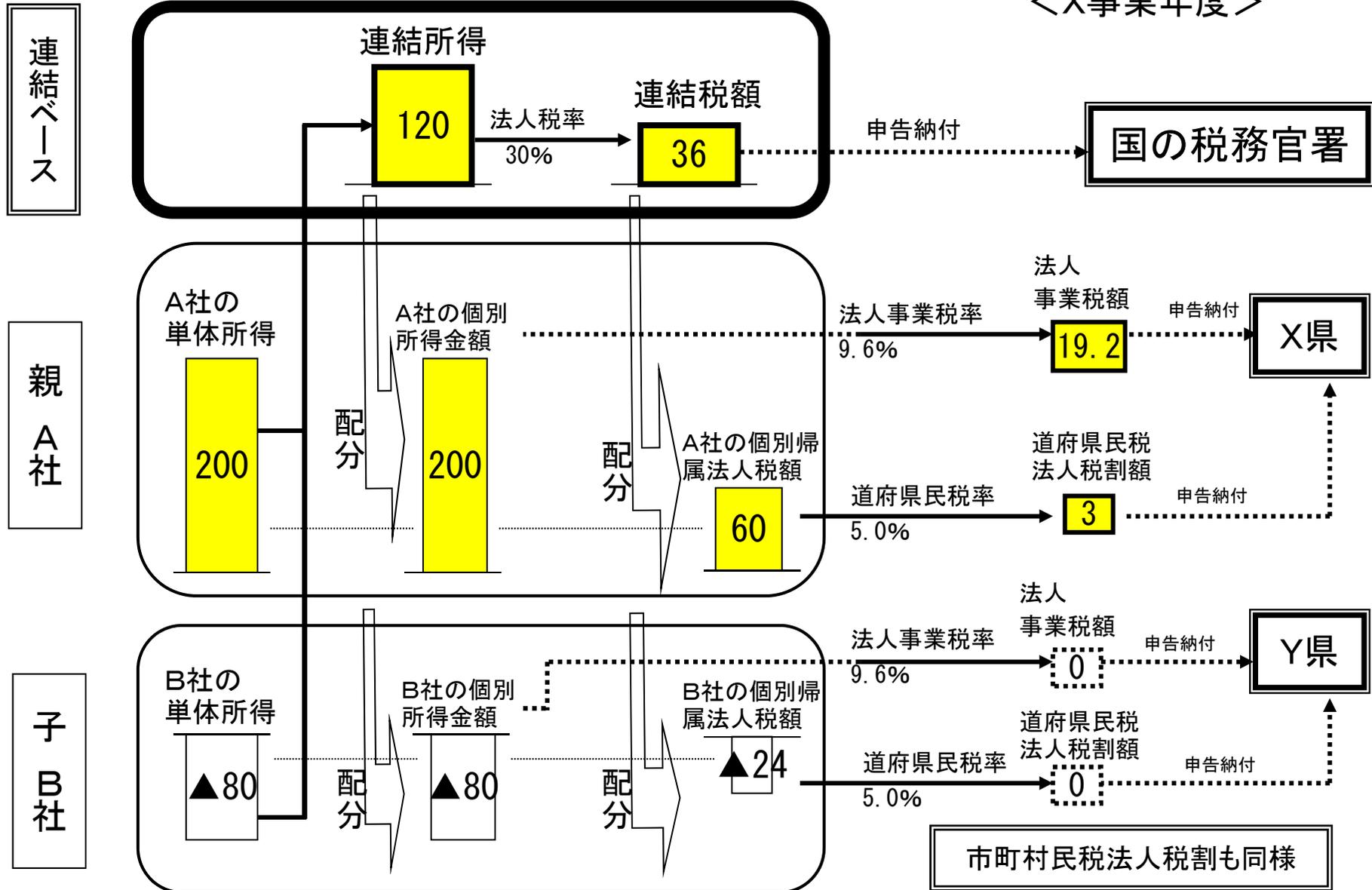
また、技術的に申し上げましても、現在、事業税、特に事業税におきましては、収入金課税と所得金課税というものがございますので、これを連結いたしました場合にどういう形でお互いに損益通算をするのかという問題もございますし、また、幾つかの都道府県に事務所を置いている法人につきましては、分割基準というものを構えまして各府県にこれを帰属させるということにしておりますが、この分割基準が業種によって異なっておるという状況にありますので、そういった面でも、異なった業態を一つのグループとした場合にどういう形で各県に帰属させるかという面でも、技術的になかなか難しい問題があるわけでございます。

こういったことから、この地方税につきまして、政府税制調査会の答申におきましても、「地域における受益と負担との関係等に配慮し、単体法人を納税単位とすることが適当である。」というふうにされたところでございまして、今回の改正におきまして、こういったことも踏まえまして、従来どおり単体法人を納税単位とするということにしているところでございます。

連結グループ内の法人に対する地方税の課税イメージ

税率は平成14年度
当時のもの

<X事業年度>

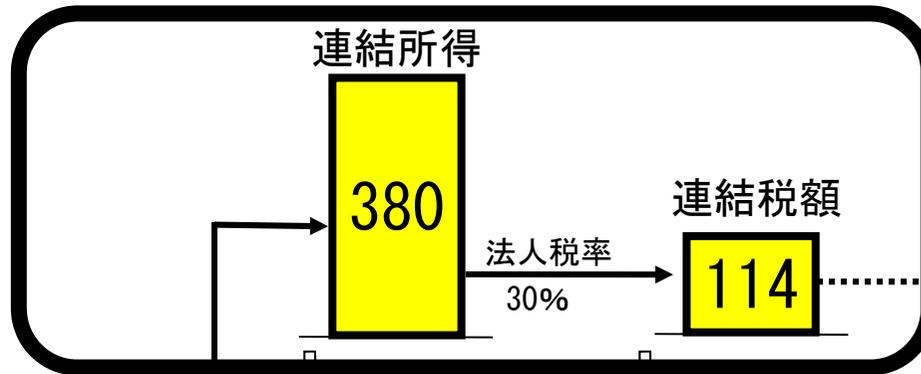


※ 連結所得金額及び連結税額の計算過程において行われる連結調整については省略している。

税率は平成14年度
当時のもの

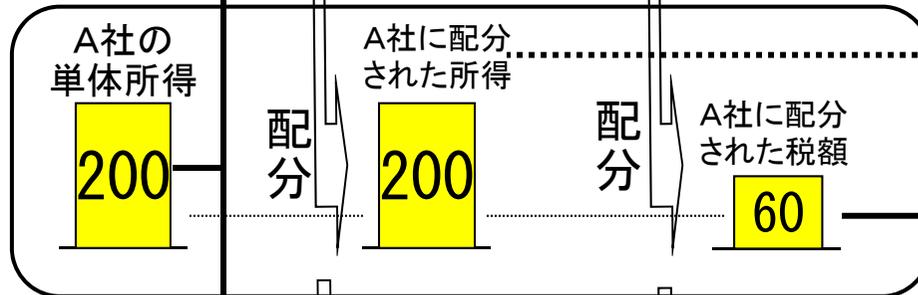
<X+1事業年度>

連結ベース



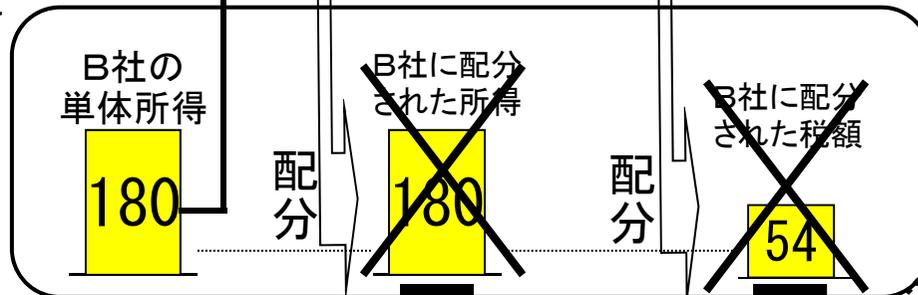
国の税務官署

親 A社

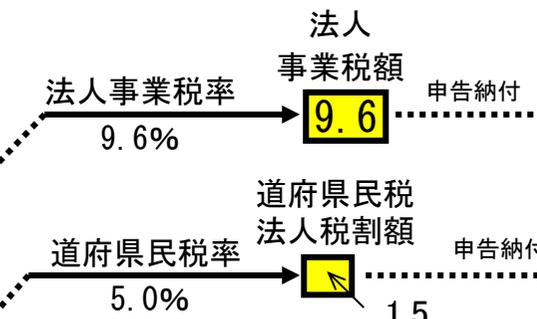
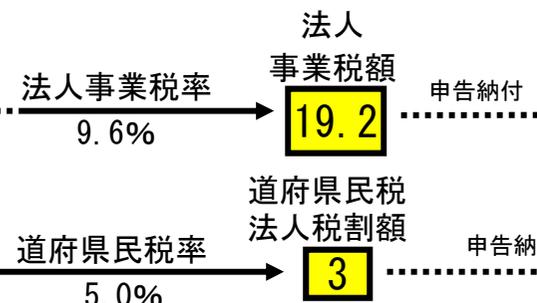
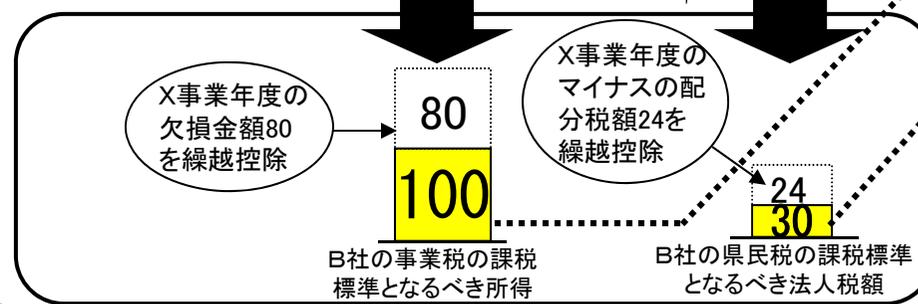


X県

子 B社



Y県



市町村民税法人税割も同様

※連結所得金額及び連結税額の計算過程において行われる連結調整については省略している。

連結納税制度と法人事業税

- 収入割、資本割は連結納税制度の影響を受けない。
- 付加価値割の単年度損益、所得割の課税標準の計算上、所得の計算の一部が法人税と異なる。

	納税義務者	課税標準	計算方法の概要
所得割の課税標準	連結申告法人以外の法人	益金の額から損金の額を控除した金額	法人税の課税標準である所得の計算の例による
	連結申告法人	個別帰属益金額※1から個別帰属損金額※2を控除した金額 ※1: 当該連結事業年度の益金の額のうち当該連結法人に帰せられるもの ※2: 当該連結事業年度の損金の額のうち当該連結法人に帰せられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による ・ 但し、欠損金の繰越控除については、法人事業税では他の連結法人の所得金額との損益通算等を行わず、単体法人ごとに欠損金や繰越控除の計算を行う
付加価値割の単年度損益	連結申告法人以外の法人	益金の額から損金の額を控除した金額 (繰越欠損金は算入しない)	法人税の課税標準である所得の計算の例による (繰越欠損金控除前の額)
	連結申告法人	個別帰属益金額から個別帰属損金額を控除した金額 (繰越欠損金は算入しない)	法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例による (繰越欠損金控除前の額)

連結納税制度と法人住民税

○ 法人住民税の法人税割は法人税額を課税標準とするため、連結納税の場合対応が必要となる。

連結申告法人における法人税割額の計算

